平成２６年（フ）第５３２３号
大阪府池田市五月丘２丁目６番122―206号
債務者　和田　　一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８号
大阪府茨木市庄１丁目27番３号　三和住宅第37マンション101号
債務者　石田　義則
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９号
大阪市都島区内代町１丁目13番15号　隠岐マンション33号
債務者　滝岡　智子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番６―406号
債務者　宮本明日香
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５０号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮、住民票上の住所京都市左京区一乗寺里ノ前町83番地
債務者　岡田　治之
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番23号　イースト阪南605号、前住所大阪市西成区山王３丁目５番５―401号
債務者　吉川　光子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　甲子寮
債務者　濱田　省吾
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９号
大阪市北区本庄西１丁目11番５―201号
債務者　東　登美子（旧姓石村）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６号
大阪市西成区聖天下１丁目５番11―107号　コーポしらき
債務者　井関　眞子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６号
新潟県長岡市日赤町３丁目６番16号、前住所新潟県長岡市平島３丁目247番地
債務者　阿部　勇八
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
新潟県長岡市日赤町３丁目６番16号、前住所新潟県長岡市平島３丁目247番地
債務者　阿部　一男
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
岡山県倉敷市連島町西之浦5658、住民票上の住所岡山県倉敷市水島東常盤町８番17号　大橋ビル302
債務者　下川　和吉
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
岡山県倉敷市中畝２丁目２番16号　アメニティー141Ｂ102号
債務者　中西　　弘
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
岡山県笠岡市西大島3168番地11
債務者　高木　敦範
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
岡山県倉敷市中島1793番地６　プラトン日和屋Ａ棟201号
債務者　大森百合子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
岡山県倉敷市福田町古新田63番地37
債務者　春木　倫代
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係